

公布された規則のあらまし

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 制定の理由及び内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (2) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (3) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

1 制定の理由及び内容

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- (2) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する規則

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条の2、第11条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第16条の2関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。